## 第 23 回 刈谷市都市交通協議会 議事概要

■日 時：令和5年3月13日（月）14：00～15：30
■場 所：刈谷市中央生涯学習センター 401 会議室
■議 題：
1．刈谷市地域公共交通計画について
2．刈谷市都市交通協議会設置要綱の改正について
■報告案件：
1．都市交通戦略関連個別事業の進捗状況について
2．都市計画道路 $8 \cdot 7 \cdot 557$ 号桜町線について
3．J R 刈谷駅総合改善事業について
4．自転車活用推進計画の策定について


## ■出席者：

| 委員号数 | 所属（役職） | 氏 名 | 出欠 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第 1 号委員 | 中部大学 工学部 都市建設工学科 教授 | 磯部 友彦 | $\bigcirc$ |
| 第1号委員 | 大同大学 工学部 建築学科 土木•環境専攻 准教授 | 樋口 恵一 | $\bigcirc$ |
| 第2号委員 | トヨタ紡織（森）総務部 総務室 室長 | 髙井 智幸 | $\bigcirc$ |
| 第2号委員 | トヨタ車体（株）総務部 総務室長 | 廣鹿 慎一 | $\bigcirc$ |
| 第3号委員 | 名古屋鉄道（森）地域連携部 課長 | 花村 元気 | $\bigcirc$ <br> （Web 参加） |
| 第4号委員 | （社）愛知県トラック協会西三支部刈谷部会 部会長 | 出口 達也 | 欠席 |
| 第4号委員 | 愛知県タクシー協会 副会長 | 横山 宜幸 | $\bigcirc$ |
| 第4号委員 | （公）愛知県バス協会 専務理事 | 小林 裕之 | 欠席 |
| 第 4 号委員兼第 5 号委員 | 名鉄バス（株）運輸本部地域交通部 地域交通課長 | 大野 淳 | $\bigcirc$ |
| 第6号委員 | 自治連合会 副会長 | 保田 猪三郎 | $\bigcirc$ |
| 第6号委員 | 刈谷商工会議所 専務理事 | 岡田 行永 | 欠席 |
| 第6号委員 | 一般社団法人 刈谷青年会議所 理事長 | 高橋 正典 | 代理 （岡田晃一郎） |
| 第6号委員 | かりや消費者生活学校 運営委員長 | 作田 美乃利 | $\bigcirc$ |
| 第7号委員 | 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官 | 山内 三奈 | $\bigcirc$ |
| 第8号委員 | 刈谷警察署 交通課長 | 酒井 大輔 | 欠席 |
| 第9号委員 | 愛知県 知立建設事務所 企画調整監 | 山本 純 | $\bigcirc$ |
| 第9号委員 | 刈谷市建設部長 | 齊藤 昭久 | $\bigcirc$ |
| 第 10 号委員 | 愛知県 都市•交通局 交通対策課長 | 片岡 良実 | 欠席 |
| 第10号委員 | 愛知県 都市•交通局都市基盤部 都市計画課長 | 木村 昌博 | 代理 <br> （福岡正樹） |
| 第 11 号委員 | 刈谷市企画財政部長 | 村口 文希 | $\bigcirc$ |
| 第 11 号委員 | 刈谷市産業環境部長 | 伊藤 雅人 | 代理 （木下省吾） |
| 第11号委員 | 刈谷市都市政策部長 | 石原 章 | $\bigcirc$ |
| オブザーバー | 国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課長 | 大島 常生 | $\bigcirc$ |

（事 務 局）：都市計画部都市交通課 豊永課長，近藤課長補佐
都市計画部都市交通課公共交通係 内藤係長，五明主事，竹林技師，加藤技師都市計画部都市交通課道路計画係 加藤主任主査，栗尾技師
（事務局補助）：株式会社オオバ名古屋支店 竹内（Web 参加），大矢

## ■意見概要（発言順）：

## 議題1．刈谷市地域公共交通計画について

|  | 主な意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | －本協議会に民間企業の方に参画していた だいているが，自動運転やMaaS 等の新技術を活用して便利な公共交通環境を構築 するという観点では，刈谷市だからこそ色々なものが取り込めるため，新技術の点について，ご意見お願いしたい。【樋口副会長】 |  |
| 2 | －「かりまる」は公共施設連絡バスとして条例に基づき運行している。今回の説明で は民間施設への乗り入れについて記載さ れていたが良いのか。【横山委員】 | －公共交通に関する意見交換会を実施した結果，民間施設へ行きたいという意見が多く，市民のニーズに基づき民間施設へ の乗り入れの記載をした。【事務局】 |
| 3 | －「かりまる」を公共施設連絡バスとして残 すつもりがあるのか，事務局の考えを聞 きたい。【横山委員】 | －「公共施設連絡バス」という名称は，引き続き検討が必要だが，現状のニーズはコ ミュニティバスとしての位置づけが求め られていると認識しているため，地域に合った公共交通の在り方の検討を進めて いく。【事務局】 |
| 4 | －本計画を取りまとめる際に，需要に対し て誰が責任をもつて公共交通サービスを提供するのかを議論することが大切であ る。今までは，市内交通を「かりまる」で補完するという視点が強かったが，今後 は様々な力を借りる必要がある。【磯部会長】 |  |
| 5 | －公共交通に関する意見交換会は，6つの中学校区で実施しているが，将来の公共交通ネットワークの地域路線は5つとな っている。将来的には 6 つの中学校区に応じて検討するのか。【作田委員】 | －各中学校区で課題整理を行い，どの中学校区も学区内が生活圏域になっている傾向であることがわかった。地域路線は各生活圏域を回る路線として検討する中 で，刈谷東中学校区と刈谷南中学校区は刈谷市の中心部に位置していることか ら，一体的な生活圏域を形成していると考え，地域路線を5 つに設定している。 <br> 【事務局】 |
| 6 | －公共交通カバー率は人口ベースで検討し ているか。また，駅から 800m，バス停か ら 250 m で設定しているが，標準的な数値か。【山本委員】 | －公共交通カバー率は人口ベースで検討し ている。駅から 800m は標準的だが，バ ス停は 300 m で設定している自治体が多 い。【事務局】 |
| 7 | －地域公共交通計画の作成には，運賃の有無にかかわらず全ての公共交通の状況を確認した上で作成を進める。そういった中で評価の視点については難しいところ がある。バスの本数が多ければ良いまち となるわけではなく，市民の望むことが実現できることが良いまちであるため， |  |

議題2．刈谷市都市交通協議会設置要綱の改正について

|  | 主な意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | －今年の秋に北部地域でデマンド交通の実証実験を実施するとの説明があったが，予算は確保できているのか。また，実証実験について公表して良いのか。【横山委員】 | －詳細なエリアは検討中だが，北部地域はほ かの地域と比べ公共交通カバー率が低い実態にある。現在，予算案を議会で審議い ただいている中で，予算が確保できれば，来年度より実証実験を実施したいと考え ている。【事務局】 |
| 2 | －実証実験は道路運送法第 21 条許可により実施する予定か。【横山委員】 | －エリアの考え方や利用実態等は実証実験 を通して検証する必要があり，道路運送法第21条許可にて進めることも想定し ているが，具体的な方法は愛知運輸支局 と協議して検討する。【事務局】 |
| 3 | －乗合の場合は道路運送法第4条許可にな るが，バス停設置のハードルが高い等の理由で，実証実験から4条許可への移行 が難しい実態がある。当面は実証実験で進め，都市交通協議会の決議を持って，認可申請を進めていくという理解でよい か。【横山委員】 | －予算案を議会で審議中のため，事務局が実証実験を行らと宣言したとは捉えておら ず，正式な相談を受けていない状態のた め，適用条項等を回答できる段階ではな い。【山内委員】 <br> －北部地域の公共交通が不足している実態 があるため，市としてどのような交通が必要かご相談いただければ，それにふさ わしい方法を一緒に検討していきたい。【山内委員】 |
| 4 | －今回の設置要綱の改正は，本協議会を法定協議会に格上げし，将来的に道路運送法 に基づく協議を行らための改正というこ とか。【横山委員】 | －そのご理解で良い。【磯部会長】 |
| 5 | －法定協嶬会への格上げに伴い，本協議会に どのような責任が発生するのか。【磯部会長】 | －デマンド交通が有償となることから，運賃 や運行エリア，停留所の設定等を本協議会にて議論する必要がある。また，実証実験から乗合運送事業に切り替える場合，手続き上道路運送法に基づく地域公共交通会議の会議体での協議が必要となるた め，設置要綱を改正させていただきたい。【事務局】 |
| 6 | －道路運送法の適用によって，地域公共交通会議の役割を担った本協議会でどのよう なことができるようになるのか。【磯部会長】 | －道路運送法に基づく会議体になることで，運賃協議及び路線の休廃止に関する議論 が可能となることがポイント。加えて，特例的な交通が導入可能となることや手続 き期間の短縮等，柔軟な対応が可能とな る。【山内委員】 |
| 7 | －デマンド交通は，どの地域にも導入できる わけではないため，留意いただきたい。将来の公共交通ネットワークにおいて，狭 |  |


|  | 小道路等でバスが通れない地域等へ必要 な交通サービスを届けるための手法の 1 つとしてデマンド交通を行うものであ る。【樋口副会長】 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 8 | －都市交通協議会で議論いただく際には，長期的な計画に基づいてお話いただくこと が大切である。色々な交通を組み合わせ ていった際にどのような影響が出るか長期的な視点で議論できるとよい。【山内委員】 | －他自治体のコミュニティバスでは，料金が 100 円や 200 円に設定されているが，実際 はその料金で運行はできず，不足分を行政が補填するとの約束のもとで認可を得 ている。こういった事項を地域公共交通会議で議論することで，初めて国に認可 をいただける。【磯部会長】 |
| 9 | －デマンド交通は，一般的には通行路線を設定の上，路線内の乗降は自由との理解で良いか。【山本委員】 | －路線を設定する路線型，予約に基づき運行 する予約型，区域内を自由に運行する区域運行型等，様々な手法がある。【山内委員】 <br> －中山間地域等では，路線型でも自由に乗降 することができる区間を設定する場合も あるが，公安や運行事業者との協議が必要となる。【山内委員】 |
| 10 | －MaaS 等の記載もあり，「かりまる」だけで なく，様々な公共交通の計画を立てると の意気込みかと思らが，具体的な進め方 を教えてほしい。【山本委員】 | －デマンド交通もMaaS の1つで，新たな技術で交通をつなぐということが考えら れる。また，市としてスマートシティに関 する取り組みを推進しており，新技術に対して実証実験等に積極的に取り組んで いきたい。計画に記載する具体的な施策内容は，公共交通専門部会にて整理し，本協議会にもご提示させていただきたい。【事務局】 |
| 11 | －モビリティマネジメントを推進する上で は，自転車や歩行等，人をどのように動か していくのかを考える必要がある。【山本委員】 | －その点は非常に重要であり，例えば公共交通と個人所有のモビリティやレンタサイ クル等との連携も重要であると考えてい る。【事務局】 <br> －意見交換会でもご意見をいただいており，自転車から公共交通へ乗り換えられるよ うなモデルは模索していきたい。【事務局】 <br> －地域公共交通計画と自転車活用推進計画 を連動するような形で取りまとめていき たい。【事務局】 |
| 12 | －今後，公共交通ネットワークを構築する上 で，ぜひ路線バスと連携を取っていただ きたい。デマンド交通として安価なタク シーを導入する自治体が多く，路線バス と競合し，実際に廃線に追い込まれる路線も見られる。【大野委員】 | －デマンド交通は手法の1つであり，目的に合わせて交通手段を上手く整理いただき たい。【磯部会長】 <br> －路線バスは，幹線バス路線として非常に重要であると考えており，北部地域と中心部を結ぶバス路線として位置づけを明示 させていただいている。デマンド交通も含めて協議をさせていただきたい。【事務局】 |

## 報告案件1．都市交通戦略関連個別事業の進捗状況について

（意見なし）

## 報告案件2．都市計画道路8•7•557号桜町線について

（意見なし）

## 報告案件3．JR刈谷駅総合改善事業について

|  | 主な意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | •刈谷駅は企業の通勤需要が非常に多い中 | •切替期間である $5 / 3 \sim 5 / 7$ はゴールデンウ |
|  | で，路線切替によりタタヤを変更すると | イーク中となるため，通勤利用者への影 |
|  | のことだが，企業への周知含めて対応を | 響は少ない。切替期間がけ明けた $5 / 8$ には， |
|  | ご説明いただきたい。【樋口副会長】 | 名古屋方面へのエスカレーターを閉鎖す |
|  |  | るため，通勤利用者に影響が発生する。1 |
|  |  | ケ月前を目途に，通勤者多い主な企業へ |
|  |  | の情報提供をお願いしたい。【事務局】 |

報告案件4．自転車活用推進計画の策定について

|  | 主な意見 | 回答 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | －成人や高齢者に対する交通安全教育の推進について，自転車に乗る高齢者が多い中で，交通ルール周知のために，講習会へ の参加を強く促していただきたい。【作田委員】 | －高齢者への交通安全教育は非常に大切で あると認識しており，今後推進していき たいと考えている。【事務局】 |
| 2 | －小中学生への交通安全教室の開催につい ては，様々な方の協力を得る必要があり，小中学校だけに任せてしまらと，学校側 の負担となる。【磯部会長】 <br> －高齢者は守られる立場ではあるが，加害者 になってしまうことも懸念されるため，安全教育を含めて対応をお願いしたい。 <br> 【磯部会長】 |  |
| 3 | －基本方針1に「自転車通行空間の整備形態」という図があるが，バス停位置やタク シー車両等の停車位置についても，計画段階から自転車と安全に共存できるよう な施設整備が可能となるよう，ご理解い ただきたい。【山内委員】 | －自転車通行空間の整備を進める中で，いた だいた内容を配慮させていただく。【事務局】 |

